

大学研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の研究生として指導を受けようとする者を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 研究生となることのできる者は、次の者で希望する指導教員の承認を得たものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 当該学科で前号と同等以上の学力があると認められた者

(採用の願い出)

第3条 研究生採用を願い出る者は、採用願（本学規定の用紙）に次の書類を添え、前年度の2月末日又は7月末日までに願い出るものとする。

- (1) 出身学校の卒業・修了証明書又は見込証明書
- (2) 成績証明書（修了見込みの者は経過年度のもの）
- (3) 健康診断書

(採用の決定)

第4条 研究生の採用は、当該学部学科で審議し、大学部局長会の議を経て、学長の許可を得るものとする。

(期間)

第5条 研究生の在学期間は、1年間とする。ただし、更新を願い出ることができる。

(待遇)

第6条 研究生は、指導教員の許可を得て、聴講願を提出し、学長の許可を得た上で、大学院・大学の授業を受けることができる。

2 研究生は、大学の施設を利用することができる。

(在籍料)

第7条 研究生は、定められた期日までに在籍料を納付しなければならない。

2 研究生の在籍料は、次のとおりとする。ただし、実験実習に関する費用は別にこれを徴収する。

- (1) 入学金 50,000 円、在籍料（1年）200,000 円、他大学出身者は、別途検定料 50,000 円とする。
- (2) 前号の在籍料は、前期、後期の2回に分納するものとする。納期は、前期は4月15日、後期は10月15日限りとする。
- (3) 特別の事情のある者に限り、大学部局長会の議を経て、学長の許可を得て在籍料を免除することがある。

(既定の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。